

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年3月25日(2021.3.25)

【公開番号】特開2019-84239(P2019-84239A)

【公開日】令和1年6月6日(2019.6.6)

【年通号数】公開・登録公報2019-021

【出願番号】特願2017-216471(P2017-216471)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 5/04 5 1 2 Z

A 6 3 F 5/04 5 1 2 D

【手続補正書】

【提出日】令和3年2月5日(2021.2.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

各々が識別可能な複数種類の識別情報を変動表示可能な可変表示部を複数備え、前記可変表示部を変動表示した後、前記可変表示部の変動表示を停止することで表示結果を導出し、複数の可変表示部の表示結果の組合せである表示結果組合せに応じて入賞が発生可能なスロットマシンにおいて、

遊技を制御する遊技制御手段と、

演出を制御する演出制御手段と、

複数の前記可変表示部を変動表示させるために操作される開始操作手段と、

表示結果を導出させるために操作される導出操作手段と、を備え

前記遊技制御手段は、前記導出操作手段の操作態様を特定可能な操作情報を示唆する示唆手段を含み、

前記演出制御手段は、前記導出操作手段の操作態様を特定可能な操作情報の示唆を含む演出を実行する演出手段を含み、

前記演出手段は、

前記開始操作手段が操作された後であってかつ前記操作情報を示唆しているときに電断が発生し、当該電断から復帰したときには、当該操作情報の示唆を再開し、

前記開始操作手段が操作された後であってかつ前記操作情報を示唆しているときに当該操作情報により特定可能な操作態様とは異なる操作態様で前記導出操作手段が操作されて一部の前記可変表示部が変動表示しているときに電断が発生し、当該電断から復帰したときには、当該操作情報の示唆を再開せず、

前記示唆手段は、前記開始操作手段が操作された後であってかつ前記操作情報を示唆しているときに当該操作情報により特定可能な操作態様とは異なる操作態様で前記導出操作手段が操作された場合、当該操作情報の示唆を維持し、

前記操作情報を示唆しているときに電断が発生し、当該電断から復帰した場合、前記演出手段による演出よりも前記示唆手段による当該操作情報の示唆の方が再開タイミングが早く、

前記導出操作手段の操作が有効化された後、前記可変表示部が正常に変動表示していない場合、当該導出操作手段の操作は無効化され、

前記導出操作手段の操作が有効化されているか否かに関わらず前記示唆手段による前記操作情報の示唆は維持される、スロットマシン。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

(A) 各々が識別可能な複数種類の識別情報を変動表示可能な可変表示部を複数備え、

前記可変表示部を変動表示した後、前記可変表示部の変動表示を停止することで表示結果を導出し、複数の可変表示部の表示結果の組合せである表示結果組合せに応じて入賞が発生可能なスロットマシンにおいて、

遊技を制御する遊技制御手段と、

演出を制御する演出制御手段と、

複数の前記可変表示部を変動表示させるために操作される開始操作手段と、

表示結果を導出させるために操作される導出操作手段と、を備え

前記遊技制御手段は、前記導出操作手段の操作態様を特定可能な操作情報を示唆する示唆手段を含み、

前記演出制御手段は、前記導出操作手段の操作態様を特定可能な操作情報の示唆を含む演出を実行する演出手段を含み、

前記演出手段は、

前記開始操作手段が操作された後であってかつ前記操作情報を示唆しているときに電断が発生し、当該電断から復帰したときには、当該操作情報の示唆を再開し、

前記開始操作手段が操作された後であってかつ前記操作情報を示唆しているときに当該操作情報により特定可能な操作態様とは異なる操作態様で前記導出操作手段が操作されて一部の前記可変表示部が変動表示しているときに電断が発生し、当該電断から復帰したときには、当該操作情報の示唆を再開せず、

前記示唆手段は、前記開始操作手段が操作された後であってかつ前記操作情報を示唆しているときに当該操作情報により特定可能な操作態様とは異なる操作態様で前記導出操作手段が操作された場合、当該操作情報の示唆を維持し、

前記操作情報が示唆されているときに電断が発生し、当該電断から復帰した場合、前記演出手段による演出よりも前記示唆手段による当該操作情報の示唆の方が再開タイミングが早く、

前記導出操作手段の操作が有効化された後、前記可変表示部が正常に変動表示していない場合、当該導出操作手段の操作は無効化され、

前記導出操作手段の操作が有効化されているか否かに関わらず前記示唆手段による前記操作情報の示唆は維持される。

(1) 各々が識別可能な複数種類の識別情報を変動表示可能な可変表示部を複数備え、

前記可変表示部を変動表示した後、前記可変表示部の変動表示を停止することで表示結果を導出し、複数の可変表示部の表示結果の組合せである表示結果組合せに応じて入賞が発生可能なスロットマシン(たとえば、スロットマシン1)において、

遊技を制御する遊技制御手段(たとえば、メイン制御部41)と、

演出を制御する演出制御手段(たとえば、サブ制御部91)とを備え、

前記遊技制御手段は、

複数の前記可変表示部を変動表示させるために操作される開始操作手段(たとえば、スタートスイッチ7)と、

表示結果を導出させるために操作される導出操作手段(たとえば、ストップスイッチ8L, 8C, 8R)と、

前記導出操作手段の操作態様（たとえば、押し順、操作タイミング）を特定可能な操作情報（たとえば、ナビ情報）を示唆する示唆手段（たとえば、遊技補助表示器12）とを含み、

前記演出制御手段は、前記導出操作手段の操作態様を特定可能な操作情報（たとえば、ナビ情報）の示唆を含む演出を実行する演出手段（たとえば、サブ制御部91がナビ演出などの演出を実行する処理）を含み、

前記演出手段は、

前記開始操作手段が操作された後であってかつ前記操作情報を示唆しているときに電断が発生し、当該電断から復帰したときには、当該操作情報の示唆を再開し（たとえば、図8（c1）、（d1）に示すように、スタートスイッチ7が操作された後であってかつ液晶表示器51においてナビ情報が示唆されているときに電断が発生し、当該電断から復帰したときには、当該ナビ情報の示唆が再開される）、

前記開始操作手段が操作された後であってかつ前記操作情報を示唆しているときに当該操作情報により特定可能な操作態様とは異なる操作態様で前記導出操作手段が操作されて一部の前記可変表示部が変動表示しているときに電断が発生し、当該電断から復帰したときには、当該操作情報の示唆を再開せず（たとえば、図8（e1）、（f1）に示すように、スタートスイッチ7が操作された後であってかつ液晶表示器51においてナビ情報が示唆されているときに不正解手順でストップスイッチ8L、8C、8Rが操作されて一部のリールが回転しているときに電断が発生し、当該電断から復帰したときには、当該ナビ情報の示唆が再開されず）、

前記示唆手段は、前記開始操作手段が操作された後であってかつ前記操作情報を示唆しているときに当該操作情報により特定可能な操作態様とは異なる操作態様で前記導出操作手段が操作された場合、当該操作情報の示唆を維持し（たとえば、図8（e1）、（f1）に示すように、スタートスイッチ7が操作された後であってかつ遊技補助表示器12においてナビ情報が示唆されているときに不正解手順でストップスイッチ8L、8C、8Rが操作された場合、当該ナビ情報の示唆が維持される）、

前記操作情報が示唆されているときに電断が発生し、当該電断から復帰した場合、前記演出手段による演出よりも前記示唆手段による当該操作情報の示唆の方が再開タイミングが早い（たとえば、図9～図11に示すように、ナビ情報が示唆されているときに電断が発生し、当該電断から復帰した場合、液晶表示器51の表示（t6）よりも遊技補助表示器12によるナビ情報の示唆（t3）の方が再開タイミングが早い）。